

とは別の管理委託者（契約者2）が年間管理費の支払いをするものとする。

（納骨方法、納骨後の遺骨の返還について）

第5条 遺骨は管理委託者が骨壺に入れて本福寺に持参し、本福寺にて納骨手続きを行う。

2 骨壺の大きさは、直径19cm以下、高さ39cm以下のものに限る。

3 納骨後の遺骨は個別保管期間、合葬後ともに返還することはできない。

（管理委託契約の解除）

第6条 納骨堂管理委託者が納骨堂の管理委託を取り止めるときは、管理者に対し、書面で「納骨堂管理委託解約届」を提出することとする。但し、納入された志納金はいかなる場合であろうとも一切返還しない。

（納骨堂遺骨受け入れ承諾書の再発行）

第7条 「遺骨受け入れ承諾書」を紛失し又は著しく汚損した場合は、再交付を願い出さなければならない。

2 納骨堂管理委託者は住所、改姓・改名等の変更があった場合は、顧客情報変更届に、住民票・戸籍謄本などの公的書類を添付のうえ、速やかに管理者に届け出なければならない。

（利用場所の制限及び費用負担）

第8条 管理者は納骨堂における管理委託をした者に対して、その利用区分について一定の条件をつけることが出来る。

（利用上の制限）

第9条 納骨堂の個別保管区画は、利用する者一人につき原則一区画とする。利用の区画は管理者が選定する。

（礼拝施設の利用）

第10条 礼拝施設における法要儀式は、光明念佛身語聖 本福寺の定めた法要儀式をもって執り行うものとする。

2 礼拝施設において、法要儀式を執り行う場合、遺骨の移動は一切行うことができない。

（法要について）

第11条 法要を希望する場合は所定の読経申込書に記入し申し込むものとする。

2 本堂、礼拝施設にて法要を修行する。

（委託管理）

第12条 納骨堂の保守、清掃、衛生、警備その他の必要な管理事項は、宗教的尊厳をおかさない範囲において、納骨堂の管理者は専門業者に委託することができる。

2 専門業者に管理を委託する場合は、納骨堂管理委託者、参詣者等の便益と宗教的情を損じないように措置しなければならない。

（納骨堂の細則変更）

第13条 本福寺納骨堂施行細則の内容は、管理者が必要と判断する場合、本規程を変更す

ることができる。その場合、管理者は、変更後の本規程の内容および効力発生日を、管理者のWEBSITEに表示する方法により通知することで納骨堂収蔵予定者・管理委託者に周知することとする。変更後の本規程は効力発生日から効力を生じるものとする。

#### 附則

この附則は、2023（令和5）年8月1日から施行する。

以上

(別表)

納骨志納金額一覧

納骨壇種	段区分	永代使用料	年間管理料（一括払い）	年間管理料支払期間
個人向け納骨堂（1人用）	下3段分	<b>15,000</b>	12,000 (264,000・384,000)	22年・32年
善法の間	上3段分	<b>18,000</b>	12,000 (264,000・384,000)	22年・32年
中型納骨堂（2人用ご夫婦タイプ）	下段	<b>28,000</b>	12,000 (384,000)	32年
大日の間	上段	<b>32,000</b>	12,000 (384,000)	32年
浄土の間（6人用ご家族タイプ）		<b>75,000</b>	12,000 (384,000)	32年

※ 各納骨時に、別途、供養料5万円がかかります。